

第2章 擁壁に関する技術的基準

1 擁壁の設置義務

【政令】（擁壁の設置に関する技術的基準）

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

（１）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

（２）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 略

2 前項第一号イ（１）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（２）の規定の適用については、同号イ（１）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

土質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35 度	45 度

審査基準

- ・ 盛土又は切土により生じた崖面は、擁壁で覆うこと。
- ・ ただし、次の①～④に該当する場合は、擁壁を設置する必要はない。

[擁壁を設置する必要がない崖面]

①政令第3条第4号又は同条第5号に該当する土地の形質変更により生じた崖面

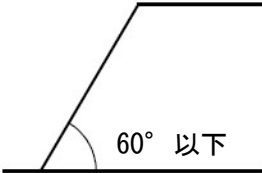
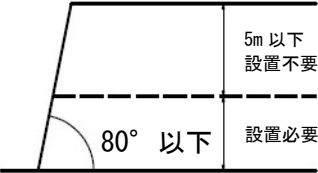
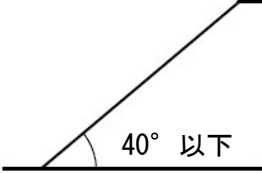
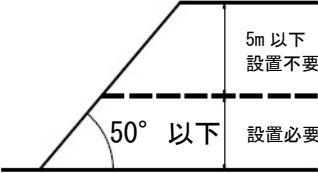
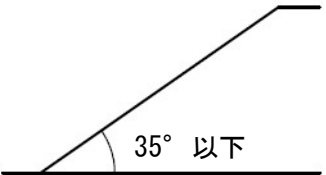
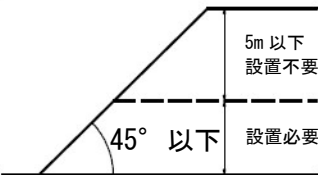
②切土により生じた崖面の一部

③安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

④崖面崩壊防止施設が設置された崖面（「第4章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準」を参照）

切土により生じた崖面であって、土質に応じ崖の勾配が表 2-1-1 に示すいずれかに該当する場合は、擁壁の設置は不要となる。崖面の勾配が変化する場合の考え方を図 2-1-1 に示す。

表 2-1-1 擁壁設置不要となる崖面(切土法面に限る)

土質	崖の上端からの垂直距離	
	5m 超 (1 号崖)	5m 超 (2 号崖)
軟岩 (風化の著しいものを除く)	 60° 以下	 5m 以下 設置不要 設置必要
風化の著しい岩	 40° 以下	 5m 以下 設置不要 設置必要
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	 35° 以下	 5m 以下 設置不要 設置必要

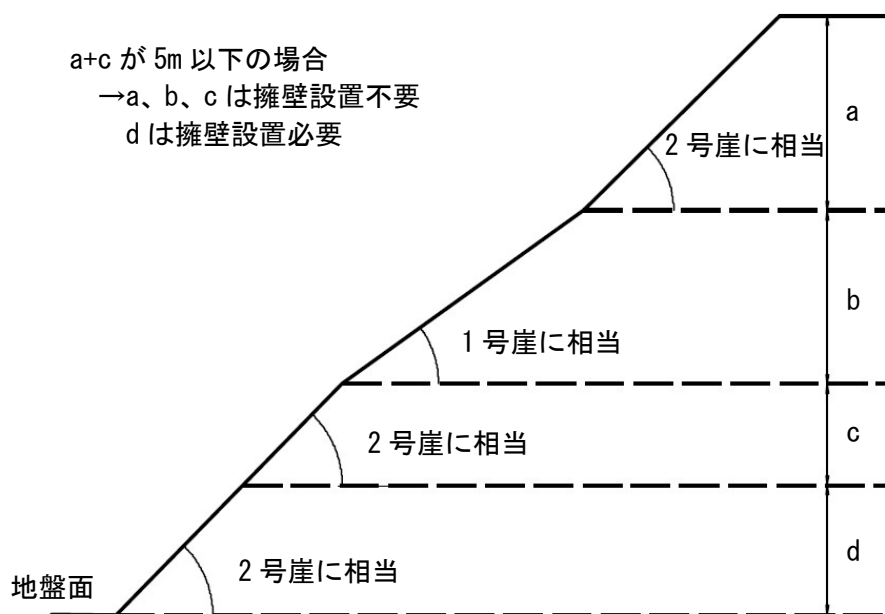


図 2-1-1 上下に分離された崖の部分がある場合の考え方

2 擁壁の構造

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ～ハ 略

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

(定義等)

第一条 1～3 略

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

【県規則】

(技術的基準)

第5条 政令第20条第1項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）に規定する擁壁の設置に代わる措置は、次に掲げる工法による措置とする。

- (1) 間知石空積み工その他の空積み工
- (2) 積み苗工
- (3) その他知事が適当と認めた工法

審査基準

- ・ 設置する擁壁の構造形式は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造又は認定擁壁のいずれかに該当すること。
- ・ ただし、知事が、災害の防止上支障がないと認めた場合に限り、これ以外の構造形式とすることが出来る。

《解説》

盛土又は切土に関する工事において、擁壁として使用できるものは、下表に示すとおりです。

また、盛土規制法において、擁壁の高さとは地上高(見え高)のことを指します。

表 2-2-1 擁壁の種類

擁壁	鉄筋コンクリート造擁壁	半重力式
		もたれ式
		片持ばり式
		控え壁式
	無筋コンクリート造擁壁	重力式
		もたれ式
	練積み造擁壁※1	コンクリートブロック造
		間知石練積み造
	認定擁壁※2	

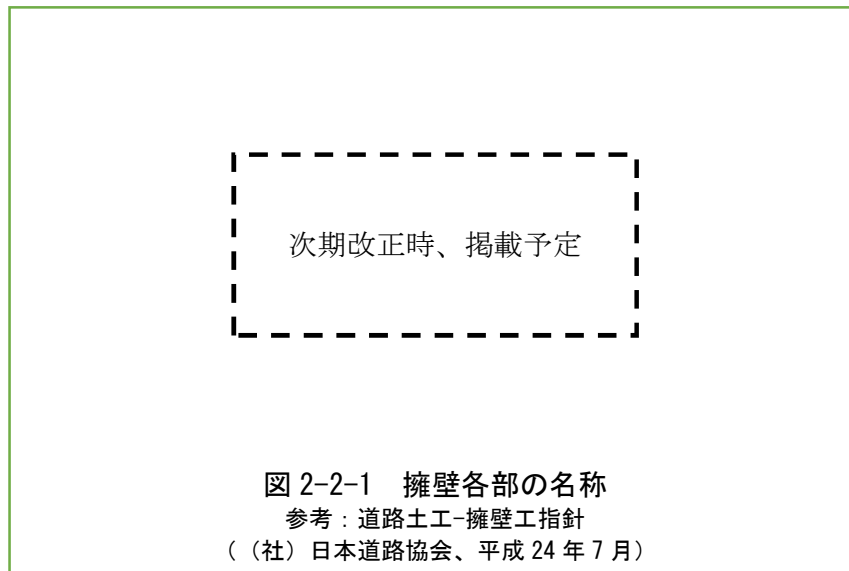
引用：建築基礎構造設計指針（（一社）日本建築学会、令和元年 11 月）を一部加工

※1：練積み造擁壁は、5m 以下のものに限り使用できます。

※2：本技術的基準において、政令第 17 条の規定に基づき国土交通大臣が認めた擁壁のことを、「認定擁壁」と呼称します。

参考：大臣認定擁壁の認定状況一覧（国土交通省 HP）

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001466302.pdf>



【留意事項】

下記のとおり、擁壁の種類別に必要資料を添付すること。

表 2-2-2 擁壁の種類別添付資料

擁 壁 の 種 類		構造計 算書	構造図 (配筋図含む)	加筋*	宅造認定証	土質試験 結果等 (※2)
現場 打擁壁	本節に規定する重力式擁壁 (土質等の設計条件が合致する場合に限る)		○			○
	上記以外の重力式擁壁	○	○			○
	もたれ擁壁	○	○			○
	片持梁式擁壁	○	○			○
擁 プレ キャスト 壁	大臣認定のプレキャスト擁壁 (注1)		○	○	○	○
	大臣認定のプレキャスト擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○		○
	大臣認定以外のプレキャスト擁壁	○	○	○		○
練 積み 造擁壁	盛土規制法施行令第10条に規定するブロック積擁壁		○			○
	大臣認定のブロック積擁壁 (注1)		○	○	○	○
	大臣認定のブロック積擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○		○
	大臣認定以外のブロック積擁壁	○	○			○

注1 大臣認定品とは、盛土規制法施行令第7条による国土交通大臣の認定をうけたものをいう。

注2 土質試験結果等とは、背面土および基礎地盤の土質、擁壁の必要地耐力等を確認する資料を指す。現地の土質や地耐力が、構造計算書や構造図等において明示している土質等の設計条件と合致していることを確認するためである。

[災害防止上支障がないと認められる場合の特例]

- (1) 間知石空積み工その他の空積み工
- (2) 積み苗工
- (3) その他知事が適当と認めた工法

3 擁壁の基礎地盤

【政令】

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一～三 略

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一～三 略

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 略

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

（練積み造の擁壁の構造）

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一～三 略

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

【建築基準法施行令】（地盤及び基礎ぐい）

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロ ニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロ ニュートン)
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度 のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	五〇〇	
土丹盤	三〇〇	
密実な ^{れき} 礫層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤(地震時に液状化のおそれのないものに限る。)	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

【国土交通省告示第 1113 号】

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件（平成 13 年 7 月 2 日）

第一 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。次の表の数値によることができる。

1. ボーリング調査
2. 標準貫入試験
3. 静的貫入試験
4. ベーン試験
5. 土質試験
6. 物理探査
7. 平板载荷試験
8. 载荷試験
9. くい打ち試験
10. 引抜き試験

第二 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の(1)項、(2)項又は(3)項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化するおそれのある地盤の場合又は(3)項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方 2m 以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が 1kN 以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方 2m を超え 5m 以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が 500N 以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して 建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
(1) $q_a = 1/3(i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	$q_a = 2/3(i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$
(2) $q_a = q_t + 1/3 N' \gamma_2 D_f$	$q_a = 2q_t + 1/3 N' \gamma_2 D_f$
(3) $q_a = 30 + 0.6 N_{sw}$	$q_a = 60 + 1.2 N_{sw}$

この表において q_a 、 i_c 、 i_γ 、 i_q 、 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 N_γ 、 N_q 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、 q_t 、 N' 及び N_{sw} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 q_a : 地盤の許容応力度 (単位 kN/m^2)
 i_c 、 i_γ 及び i_q : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値。
 $i_c = i_q = (1 - \theta/90)^2$
 $i_\gamma = (1 - \theta/\phi)^2$
これらの式において、 θ 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 (θ が ϕ を超える場合は、 ϕ とする。) (単位 $^\circ$)
 ϕ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (単位 $^\circ$)
 α 及び β : 基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

基礎荷重面の形状	円形	円形以外の形状
係数: α	1.2	$1.0 + 0.2B/L$
係数: β	0.3	$0.5 - 0.2B/L$

この表において、 B 及び L は、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ (単位 m) を表すものとする。

C: 基礎荷重面下にある地盤の粘着力 (単位 kN/m^2)
B: 基礎荷重面の短辺又は短径 (単位 m)
 N' 、 γ_1 及び γ_2 : 地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

内部摩擦角	0°	5°	10°	15°	20°	25°	28°	32°	36°	40°以上
支持力係数	5.1	6.5	8.3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
支持力係数	0	0.1	0.4	1.1	2.9	6.8	11.2	22.0	44.4	93.7
支持力係数	1.0	1.6	2.5	3.9	6.4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じた N' 、 γ_1 及び γ_2 は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

・: 基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 kN/m^3)
・: 基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 kN/m^3)
・: 基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ (単位 m)
・: 平板载荷試験による降伏荷重度の 1/2 の数値又は極限応力度の 1/3 (単位 kN/m^2)
・: 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

地盤の種類	砂質土地盤のうち密実なもの	砂質土地盤 (密実なものを除く)	粘性土地盤
係数	12	6	3

N_{sw} : 基礎底面より下 2m までの地盤のスウェーデン式サウンディングにおける 1m あたりの半回転数の平均値 (個々の値が 150 を超える場合は 150 とする。) (単位 回)

審査基準

- ・擁壁の基礎は、沈下に対し安全な地盤上に設けること。

4 地耐力

審査基準

- ・擁壁基礎地盤の許容応力度が設計上の許容応力度を上回ること。

[地盤の許容応力度の求め方]

①支持力式による方法

長期の許容応力度 $qa=1/3 (ic\alpha C Nc + i\gamma\beta\gamma_1 B Nr + i_{q\gamma_2} D_f Nq)$

qa : 地盤の許容応力度 [kN/m²]

ic . $i\gamma$. i_q : 基礎に作用する荷重の傾斜に応じた補正係数、次式による。

$$ic=i_q=(1-\theta/90)^2 \quad i\gamma=(1-\theta/\phi)^2$$

θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 [°]

ただし、 $\theta \leq \phi$ とし、 θ が ϕ を超える場合は ϕ とする。

ϕ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 [°]

α . β : 基礎荷重面の形状に応じた係数 表 2-4-1 に示す。

B : 基礎荷重面の短辺又は短径 [m]

L : 基礎荷重面の長辺又は長径 [m]

C : 基礎荷重面下の地盤の粘着力 [kN/m²]

Nc . Nr . Nq : 表 2-4-2 に示す支持力係数

γ_1 : 基礎荷重面下の地盤の単位体積重量 [kN/m³]

γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 [kN/m³]

(γ_1 、 γ_2 とも地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)

D_f : 根入れの深さ [m]

表 2-4-1 基礎の形状係数

基礎底面の形状	円形以外の形状	円形
α	$1.0+0.2 \cdot B/L$	1.2
β	$0.5-0.2 \cdot B/L$	0.3

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版)Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

表 2-4-2 支持力係数

内部摩擦角	支持力係数		
ϕ	Nc	Nr	Nq
0°	5.1	0.0	1.0
5°	6.5	0.1	1.6
10°	8.3	0.4	2.5
15°	11.0	1.1	3.9
20°	14.8	2.9	6.4
25°	20.7	6.8	10.7
28°	25.8	11.2	14.7
32°	35.5	22.0	23.2
36°	50.6	44.4	37.8
40° 以上	75.3	93.7	64.2

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版)Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

②平板載荷試験による方法

長期の許容応力度 $qa=qt+1/3N' \gamma_2 D_f$

qa : 地盤の許容応力度 [kN/m²]

qt : 平板載荷試験による降伏荷重の 1/2 の数値又は極限応力度の 1/3 のうちいずれか小さい数値 [kN/m²]

N' : 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて表 2-4-3 に掲げる係数

γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 [kN/m³]

(γ_1 、 γ_2 とも地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)

D_f : 根入れの深さ [m]

表 2-4-3 基礎荷重面下の地盤の種類に応じた係数

係数	円形以外の形状		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く)	粘土質地盤
N'	12	6	3

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版) VIII・3 擁壁の設計及び施工

③スクリーウェイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）による方法

長期の許容応力度 $qa=30+0.6\overline{N_{sw}}$

qa : 地盤の許容応力度 kN/m²

$\overline{N_{sw}}$: 基礎の底部から下方 2m 以内の距離にある地盤のスクリーウェイト貫入試験における 1m あたりの半回転数の平均値(回) (150 を超える場合は 150 とする。)

【留意事項】

なお、簡易支持力測定器(キャスポル)については、現場での施工管理用又は従来の原位置載荷試験の補完用測定機器であるので使用について下記の場合に限るものとする。

- ・地盤改良後の地盤支持力を確認する場合
- ・開発区域内地盤面の地盤支持力を上記②、③で把握した上で、擁壁、ボックスカルバート等の設置位置（ジャストポイント）で地盤支持力を確認する場合
- ・その他、原位置載荷試験の補完用測定機器として使用する場合

5 地盤の状況

審査基準

- ・斜面に沿って擁壁を設置する場合は、擁壁基礎部分は段切りにより水平に設置すること。

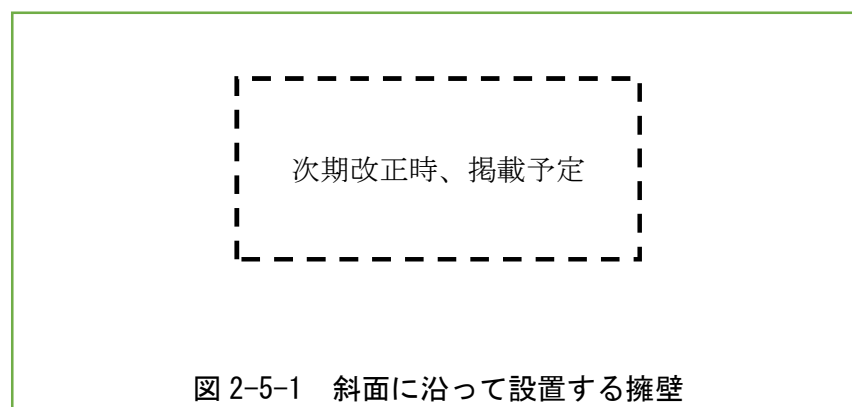


図 2-5-1 斜面に沿って設置する擁壁

【留意事項】

がけや擁壁に近接してその上部に新たな擁壁を設置する場合は、下部に有害な影響を与えないよう設置位置について十分配慮すること。

[斜面上に設置する擁壁]

斜面上に擁壁を設置する場合には、図 2-5-2 のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの 0.4H 以上で、かつ 1.5m 以上だけ土質に応じた勾配線(θ =表 2-5-1)より後退し、その部分は、コンクリート打ち等により風化侵食のおそれのないようにすること。

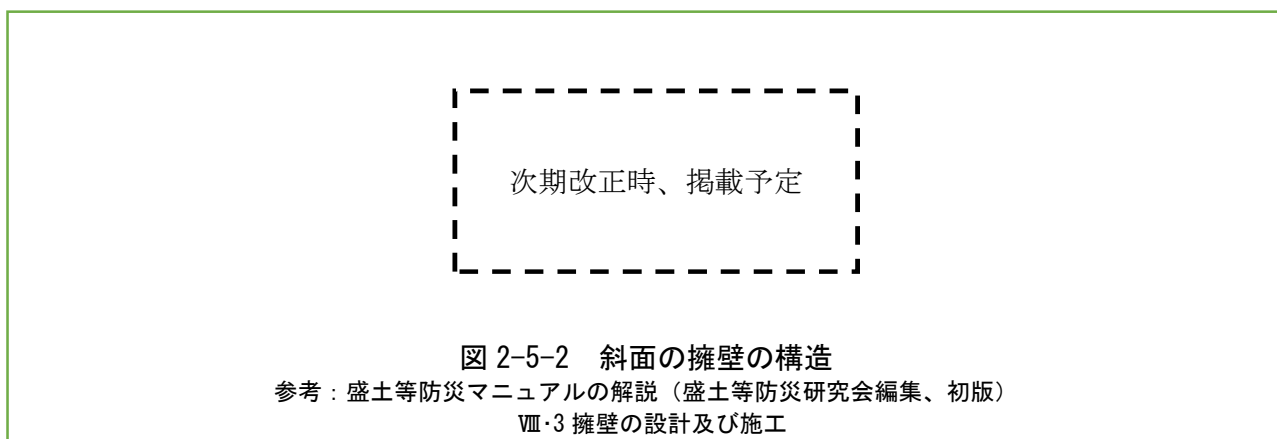


表 2-5-1 土質別角度(θ)

背面土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度（ θ ）	60°	40°	35°	25°

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

[二段擁壁]

図 2-5-3 に示す擁壁で①表 2-5-1 の θ 角度以内に入っていない、または、②0.4H 以上かつ 1.5m 以上の離隔※がとれていないものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなす。

二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置すること。

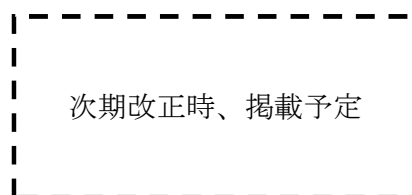


図 2-5-3 上部・下部擁壁を近接して設置する場合の考え方

※：基礎地盤が軟弱の場合、 $h : 0.15H$ 以上でかつ 35 cm以上または $0.2H$ 以上でかつ 45 cm以上の隔離がとれていないものは、二段擁壁とみなす。

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版)
Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

6 擁壁の根入れ

【政令】（練積み造の擁壁の構造）

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一～三 略

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四

土質		擁壁	
		勾配	高さ
			下端部分の厚さ
第一種	岩、岩層、砂利又は砂利混じり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下
			二メートルを超え三メートル以下
		六十五度を超え七十度以下	四十センチメートル以上
			五十センチメートル以上
			四十センチメートル以上
			四十五センチメートル以上
		六十五度以下	五十センチメートル以上
			六十センチメートル以上
第二種	真砂土、間東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下
			二メートルを超え三メートル以下
		六十五度を超え七十度以下	五十センチメートル以上
			六十センチメートル以上
			四十センチメートル以上
			五十センチメートル以上
		六十五度以下	六十センチメートル以上
			八十センチメートル以上
第三種	その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下
			二メートルを超え三メートル以下
		六十五度を超え七十度以下	七十五センチメートル以上
			八十センチメートル以上
			八十センチメートル以上
			九十センチメートル以上
		六十五度以下	九十センチメートル以上
			百二十センチメートル以上

審査基準

- 練積み擁壁の根入れは、35cm 以上かつ地上高(見え高)の 15%以上を確保すること。

- ・ その他の擁壁の根入れは、擁壁底板が地表に露出しないよう十分な余裕をみて設定すること。

【留意事項】

その他の擁壁の根入れは、表 2-6-1 によること。

なお、高さが 1 m 以下の任意設置擁壁(後述)の根入れについては、この限りではないが、根入れ深さの確保に留意すること。

表 2-6-1 擁壁の根入れ

土質	根入れ
岩、岩屑、砂利、砂	35cm 以上かつ 0.15H 以上
砂質土	
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	45cm 以上かつ 0.20H 以上

H：擁壁の見え高

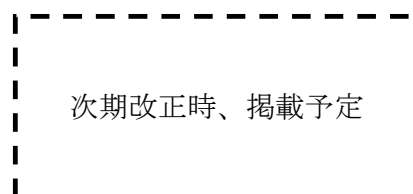


図 2-6-1 根入れ深さの考え方

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）
Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

[水路等に近接して擁壁を設置する場合]

水路、河川に近接して擁壁を設ける場合は、根入れ深さは河床からとるものとする。河川から一定距離の離隔が確保できる場合には、これによらないことができる。

U字溝に接する場合のみ、地盤面からの深さを根入れと考えてよい。

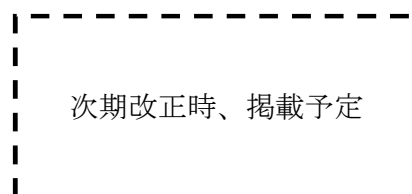


図 2-6-2 水路・U字溝に接する場合の考え方

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）
Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

7 擁壁の設計（共通）

【政令】（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

審査基準

- ・ 政令で定める技術的基準のほか、建築基準法施行令に定める一部の規定に適合すること。

【留意事項】

鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計については、「第3章 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計」を参照してください。

8 練積み擁壁

【政令】（練積み造の擁壁の構造）

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四

略

審査基準

- ・ 練積み擁壁の構造が政令で定める構造に適合していること。

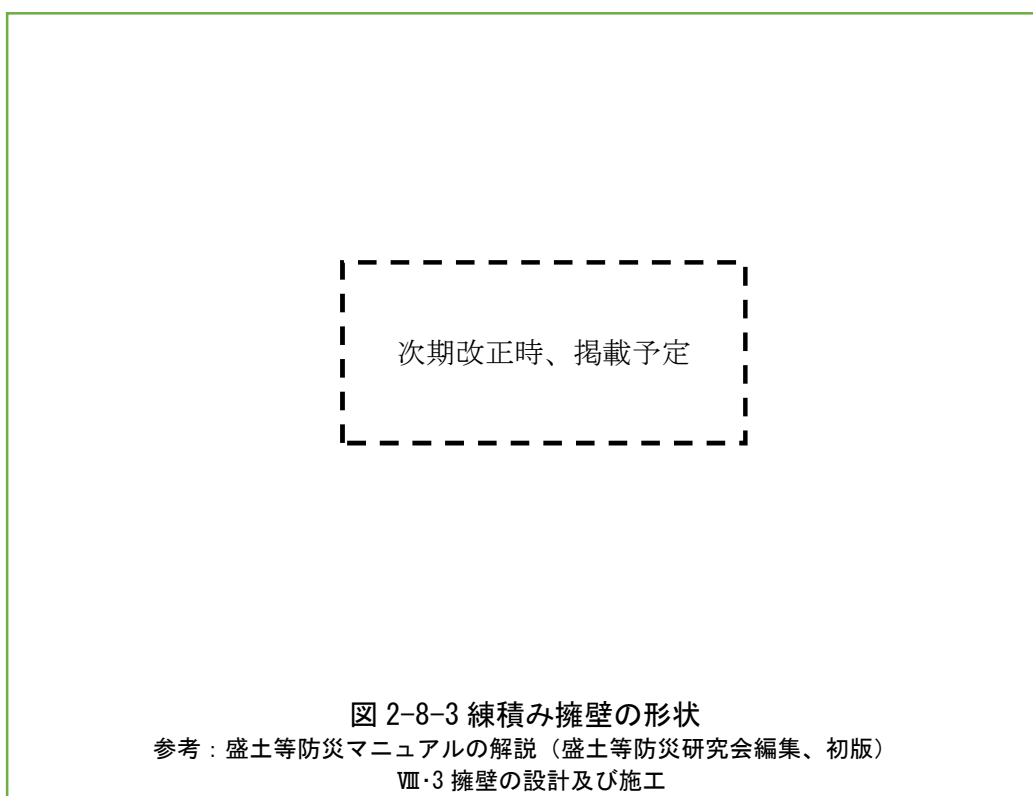
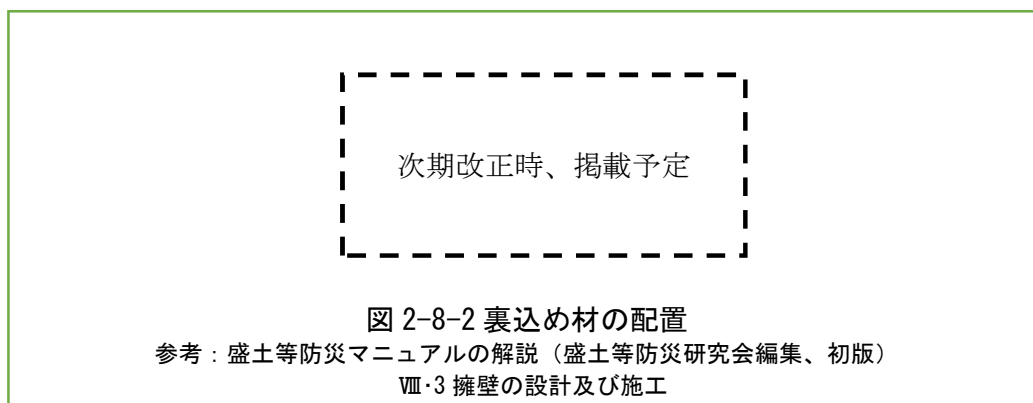
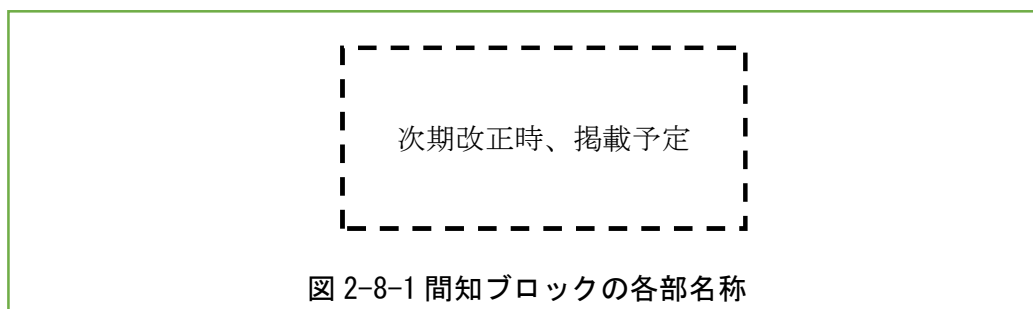
《解説》

練積み擁壁は、その構造上の特徴から、安定計算による断面の設計は難しいため、政令で

形状が定められています。

[政令で定める構造]

- ・ 擁壁の形状が図 2-8-1 に定める形状に合致すること。
- ・ 組積材の控え長さが 30cm 以上であること。
- ・ 組積材がコンクリートにより一体化されていること。
- ・ 擁壁背面に有効な裏込めがされていること。
- ・ 擁壁に作用する積載荷重が 5kN/m² 以下であること。



9 プレキャスト擁壁

【留意事項】

プレキャスト擁壁の設計・施工上の留意事項は以下のとおりとする。

ア 基礎について

(イ) 基礎材の標準寸法

表 2-9-1 基礎材の標準寸法

厚さ	10cm
幅	擁壁底版幅+20cm

- (イ) 基礎材は、栗石、碎石等とし、ランマー等により十分に突き固め、所定の高さに平坦に仕上げること。

イ 基礎コンクリート

(イ) 基礎コンクリートの標準寸法

表 2-9-2 基礎コンクリートの標準寸法

厚さ	10cm
幅	擁壁底版幅+20cm

- (イ) 基礎コンクリートの設計基準強度は $F C = 18 \text{ N/mm}^2$ 以上とする。
 (ウ) 基礎コンクリートは、所定厚まで敷き均し、コテ等で表面仕上げを行うこと。なお、コンクリートは適切な養生を行うこと。

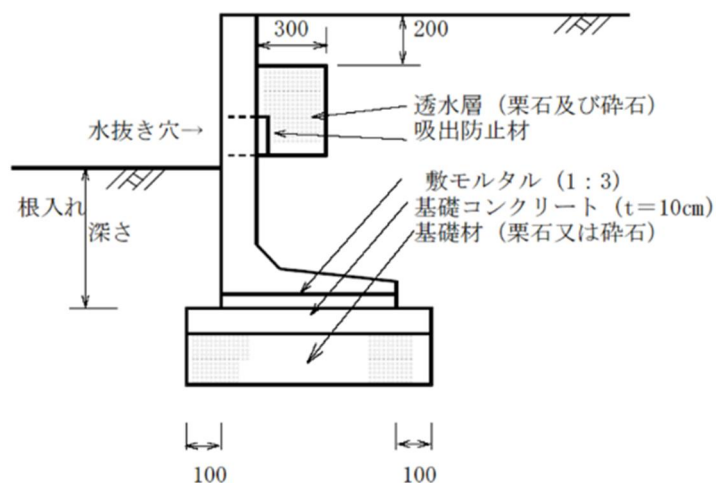


図 2-9-1 プレキャスト擁壁標準断面図

ウ 敷きモルタル

基礎コンクリート上面と擁壁底面との間には、間隙が生じないように厚さ2cm程度の半練りモルタル（配合比1：3）を施工すること。

エ 端数処理等

プレキャスト擁壁の単体の製品規格は、延長 $L = 2.00 \text{ m}$ となっているものが多い。

このため、擁壁の設置延長により規格品を設置できない箇所が生じる。また屈曲箇所においても擁壁を設置できない場合がある。

このような場合、以下のいずれかの方法で端数の処理を行うこと。

- ① メーカーに発注し、端数処理用のプレキャスト擁壁を製造させる。
- ② プレキャスト擁壁を切断する。ただし、切断部の鉄筋の腐食防止対策はメーカーに問い合わせ適切に処理すること。
- ③ 本節による重力式擁壁を用いる。

10 重力式擁壁

【留意事項】

重力式擁壁は下表を標準とするが、以下に示す設計条件に適合しない場合は、それぞれの条件で安定計算を行うこと。

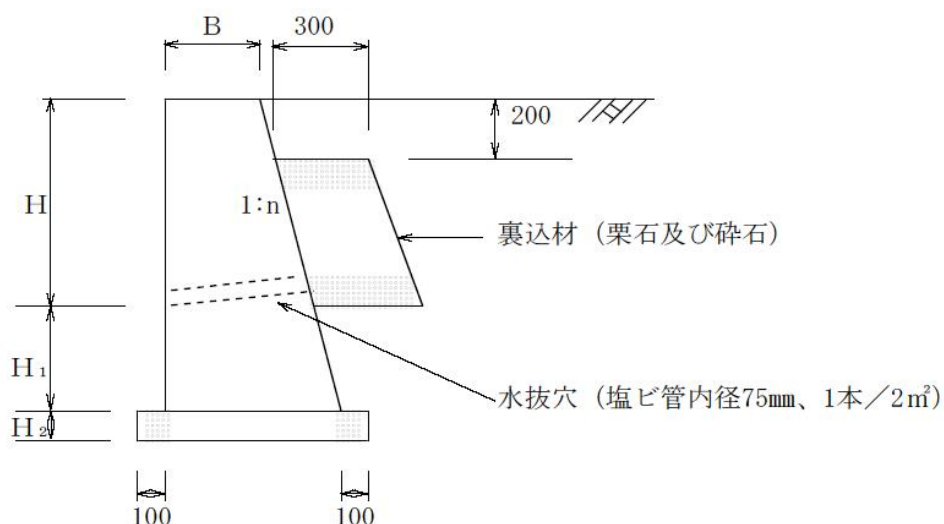


図 2-10-1 重力式擁壁標準図

・設計条件 建築物等の荷重が擁壁に作用する場合

上載荷重	$q = 5 \text{ kN/m}^2$
コンクリートの単位体積重量	$\gamma = 23.0 \text{ kN/m}^3$
土の単位体積重量	$\gamma = 18 \text{ kN/m}^3$
土の内部摩擦角	$\phi = 30^\circ$
摩擦係数	$\mu = 0.5$
擁壁背面の形状	水平

表 2-10-1 寸法表

単位：mm, kN/m²

H	H ₁	H ₂	n	B	裏込材	水抜穴	地耐力
$H < 500$	250	150	0.50	250			31
$500 \leq H < 1,000$	350	150	0.50	300		要	58
$1,000 \leq H < 1,500$	350	150	0.50	350	要	要	80
$1,500 \leq H < 2,000$	350	150	0.55	350	要	要	99

- ・設計条件 自動車荷重が擁壁に作用する場合

上載荷重	$q = 10 \text{ k N/m}^2$
コンクリートの単位体積重量	$\gamma = 23.0 \text{ k N/m}^3$
土の単位体積重量	$\gamma = 18 \text{ k N/m}^3$
土の内部摩擦角	$\phi = 30^\circ$
摩擦係数	$\mu = 0.5$
擁壁背面の形状	水平

表 2-10-2 寸法表

単位 : mm, kN/m²

H	H ₁	H ₂	n	B	裏込材	水抜穴	地耐力
H < 500	250	150	0.50	400			27
500 ≤ H < 1,000	350	150	0.50	400		要	58
1,000 ≤ H < 1,500	350	150	0.55	400	要	要	79
1,500 ≤ H < 2,000	350	150	0.55	400	要	要	102

1 1 認定擁壁

【政令】（特殊の材料又は構法による擁壁）

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

【建設省告示第 1485 号】

宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件（昭和 40 年 6 月 14 日）

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十七号)第十五条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第八条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

- 一 コンクリートブロックの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百八十キログラム以上であること。
- 二 胴込めに用いるコンクリートの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百五十キログラム以上であること。
- 三 コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、二・三以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面一平方メートルにつき三百五十キログラム以上であること。
- 四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによつて擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
- 五 擁壁の壁体曲げ強度は、一平方センチメートルにつき十五キログラム以上であること。
- 六 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、一平方メートルにつき五百キログラムをこえていないこと。
- 七 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 八 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 九 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること。

審査基準

- ・ 認定擁壁については、政令に基づく技術的基準の適用はない。

【留意事項】

ただし、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁に

については、認定擁壁として認める基準が告示により定められています。

1 2 任意設置擁壁

【政令】（任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第四百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

【建築基準法施行令】（擁壁）

第四百四十二条 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
 - 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
 - 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
 - 四 次項において準用する規定（第七章の八（第百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
 - 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。
- 2 擁壁については、第三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二並びに第七章の八（第百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

審査基準

- ・ 高さ 2m を超える任意設置擁壁は、原則として義務設置擁壁と同様に設計すること。

《解説》

任意設置擁壁のうち、高さ 2m を超えるものについては建築基準法施行令の規定の準用を受けます。

【留意事項】

高さ 2m 以下の任意設置擁壁についても、必要に応じて義務設置擁壁に関する基準を準用することが望ましい。

なお、高さ 1m 以下の任意設置擁壁であっても、建築用空洞コンクリートブロック (CB) の使用にあたっては、安定計算等により安全性が確認できる場合を除き、偏土圧が作用する場合には使用しないものとする。

1 3 構造細目

【建築基準法施行令】（構造設計の原則）

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

※政令第十条及び第十三条において準用

審査基準

- ・ 適切に伸縮目地が設けられていること及び隅角部の補強がされていること。

〔伸縮目地〕

- ・ 伸縮継目は次の各箇所に設け、基礎部分まで切断すること。
- ・ 擁壁長さ 20m 以内ごと
(ブロック積・無筋コンクリート擁壁においては 10m 以内ごと)
- ・ 地盤の変化する箇所
- ・ 擁壁の高さが著しく異なる箇所
- ・ 擁壁の材料・構法が異なる箇所

なお、擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から 2m かつ擁壁の高さ分だけ避けて設置すること。(図 2-11-2 参照)



図 2-13-1 伸縮目地

[隅角部の補強]

- ・ 擁壁の屈曲する箇所は、隅角を挟む二等辺三角形の部分をコンクリートで補強すること。
- ・ 二等辺三角形の一辺の長さは、擁壁の地上高(見え高)3m以下で50cm、3mを超えるものは60cmとすること。
- ・ 伸縮目地の位置Lは2.0m以上でかつ擁壁の高さ程度とする

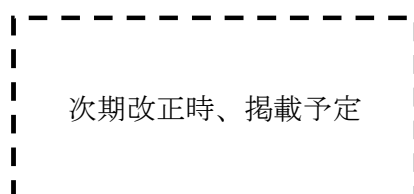


図 2-13-2 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置

1 4 水抜穴および透水層

【政令】（擁壁の水抜穴）

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

審査基準

- ・ 適切に水抜穴及び透水層が設けられていること。

[水抜穴の配置]

- ・ 壁面の面積3㎡に1箇所、千鳥式に配置すること。（ただし、見え高が0.5m以下の場合はなくともよいものとする。）
- ・ 擁壁の下部地表近く及び湧水等のある箇所に特に重点的に設けること。
- ・ 地盤面付近で地下水の流路に当たっている場合には、有効に水抜き穴を設けて地下水を排出すること。

[水抜穴の構造]

- ・ 内径は、75mm以上とすること。
- ・ 排水方向に適当な勾配をとること。
- ・ 水抜き穴に使用する材料は、コンクリートの圧力でつぶれないものを使用すること。
- ・ 水抜き穴の背後には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの砂利等(吸出し防止材を含む)を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配慮すること。

[透水層]

- ・ 伸擁壁の背面の全面に透水層（碎石等）を設けること。（ただし、見え高が1 m以下の場合
はなくてもよいものとする。）碎石を用いる場合は、透水層の厚さ30cm以上とすること。
（設置箇所が盛土部、切土部であるかの別に応じ適切な厚さを設定すること。）
- ・ 透水層の最下部には、不透水層となる止水コンクリートを設けること。
- ・ 擁壁裏面に透水マットを設ける場合は、擁壁用透水マット協会の認定品とし、擁壁用透水マ
ット技術マニュアルにより適正に使用すること。
- ・ 練積み擁壁については、透水マットを使用する場合でも裏込めを省略することはできない。

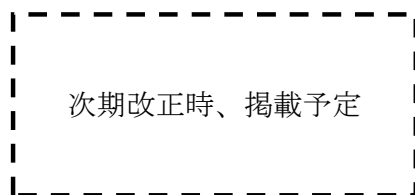


図 2-14-1 水抜き穴の設置

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

VII・3 擁壁の設計及び施工

[透水マットの使用基準]

裏込材（栗石及び目潰材、碎石）の代りに擁壁用透水マットを使用する場合は、以下の基準を満足すること。

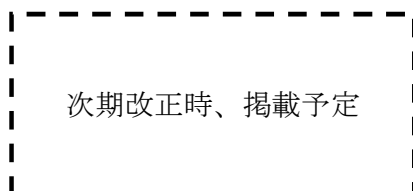
(1) 透水マットを使用できる擁壁

透水マットは、高さが5メートル以下の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁に限り、透水層として使用することができるものとする。ただし、高さが3メートルを超える擁壁に透水マットを用いる場合には、下部水抜き穴の位置に厚さ30センチメートル以上、高さ50センチメートル以上の砂利又は碎石の透水層を全長にわたって設置すること。

(2) 上記の他、擁壁用透水マット技術マニュアル（社団法人全国宅地擁壁技術協会）に準拠すること。

(3) 構造計算時の壁面摩擦角について注意すること。

(a) 擁壁の高さが3 m以下の場合



- (b) 擁壁の高さが3 mを超える場合

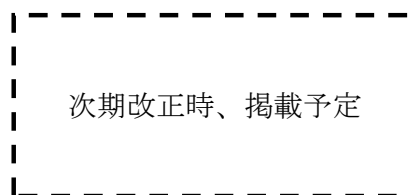


図 2-14-2 透水マットの使用基準

【留意事項】

任意に設置する擁壁についても、擁壁の高さ、設置場所の状況等を勘案し、排水のための水抜穴等を設置することが望ましい。

1 5 コンクリート

【建築基準法施行令】（コンクリートの強度）

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合には、九ニュートン）以上であること。
- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

※政令第十条及び第十三条において準用

【建設省告示第 1102 号】

建築基準法施行令第七十四条第一項第二号の規定に基づく設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準及び同条第二項の規定に基づくコンクリートの強度試験（昭和 56 年 6 月 1 日）

第一 コンクリートの強度は、設計基準強度との関係において次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- 一 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基

準強度の数値以上であること。

- 二 コンクリートから切り取ったコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行った場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に十分の七を乗じた数値以上であり、かつ、材齢が九十一日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本工業規格 A 一一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）一二〇一二
二 日本工業規格 A 一一〇七（コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法及び強度試験方法）一二〇一二のうちコアの強度試験方法

審査基準

- ・ 告示で定める基準に従って、鉄筋コンクリート部材中のコンクリートの発現強度が設計基準強度を上回ること。

【留意事項】

- ・ 鉄筋コンクリート擁壁の躯体に用いるコンクリートの基準強度は、4 週強度 $24\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とすること。また、無筋コンクリート擁壁の躯体に用いるコンクリートの基準強度は、4 週強度 $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とすること。
- ・ コンクリートは、均質で十分な強度を有するよう打設、打継ぎ、養生等を適切に行うこと。
- ・ 擁壁の基礎コンクリートの基準強度は、4 週強度 $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とすること。

1 6 鉄筋

【建築基準法施行令】

（鉄筋の継手及び定着）

第七十三条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分
二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の二十五倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「二十五倍」とあるのは「三十倍」と、「四十倍」とあるのは「五十倍」とする。

（鉄筋のかぶり厚さ）

第七十九条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては二

センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては四センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

※政令第十条及び第十三条（第七十三条第二項を除く）において準用

【国土交通省告示第 1372 号】

建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件（平成 13 年 8 月 21 日）

- 1 令第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び令第七十九条の三第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。

一 プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が三以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次のイからニまでに定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂についてニ（2）（i）から（iii）までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられたもの

イ コンクリートの設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十ニュートン以上であること。

ロ コンクリートに使用するセメントの品質が日本工業規格（以下「JIS」という。）R 五二一〇（ポルトランドセメント）—二〇〇三に適合するものとし、単位セメント量が一立方メートルにつき三百キログラム以上であること。

ハ 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。

ニ かぶり厚さが次に定める基準に適合していること。

- （1） 耐力壁以外の間仕切壁の鉄筋に対するかぶり厚さにあつては、一センチメートル以上であること。
- （2） 耐力壁以外の間仕切壁以外の部材にあつては、令第七十九条第一項に定めるかぶり厚さの数値（鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨に対するかぶり厚さにあつては、令第七十九条の三第一項に定める数値）であること。ただし、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について（i）から（iii）までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられた場合においては、プレキャスト鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄筋に対するかぶり厚さは耐力壁、柱又ははりにあつては二センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては三センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて四センチメートル以上、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄骨に対するかぶり厚さは四センチメートル以上とすることができる。

（i）から（iii）略

審査基準

〔鉄筋の継手及び定着〕

- ・ 引張鉄筋の定着される部分の長さは、主鉄筋に溶接する場合を除き、その径の 40 倍以上とすること。

〔配筋〕

- ・ 主鉄筋はコンクリートの引張縁に配置すること。
- ・ 用心鉄筋を組立鉄筋より擁壁の表面側に配置すること。
- ・ 幅止め筋は、千鳥配置とすること。
- ・ 鉄筋のかぶりは、堅壁で 4cm 以上、底版では 6cm 以上とすること。ただし、プレキャスト鉄筋コンクリートにおいては、告示で示されている緩和規定の値を採用できるものとする。
- ・ 告示で定める基準に従って、鉄筋コンクリート部材内のコンクリートの発現強度が設計基準強度を上回ること。

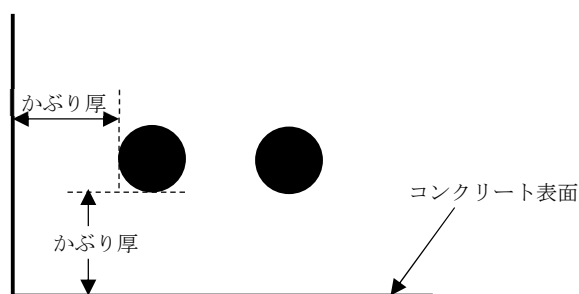


図 2-16-1 鉄筋のかぶり厚さ

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

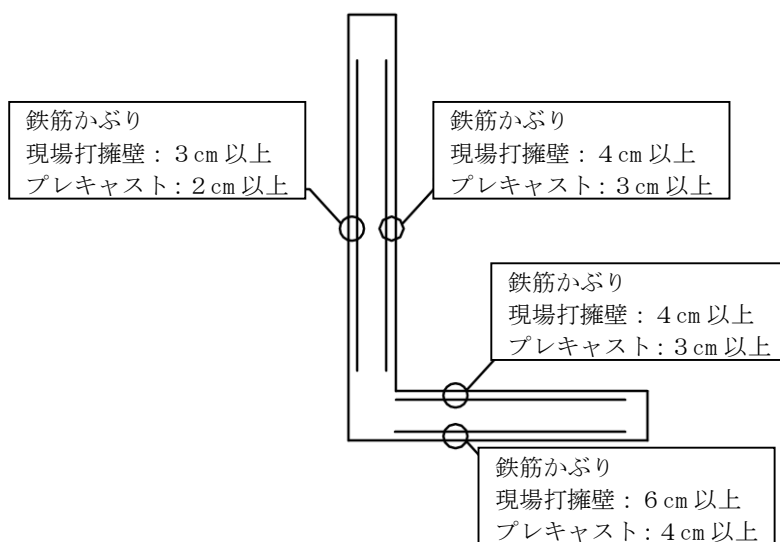


図 2-16-2 L 型鉄筋コンクリート擁壁縦壁基部のかぶり厚さ

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工